

企画競争に関する公告

下記のとおり企画競争に付します。

令和4年12月2日

支出負担行為担当官

金融庁総合政策局秘書課長 岡田 大

記

1. 企画競争に付する事項

令和4年度グローバル金融連携センター(Global Financial Partnership Center: GLOPAC)研究員の日本滞在サポート業務等

2. 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)において、業種区分が「役務の提供等」で関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)に誓約し、かつ遵守する者であること。
- (7) 当庁から提示する契約書(案)に合意すること。
- (8) 参加要領に定める提出書類を提出し、担当者の了解を得た者であること。

3. 参加要領等の交付

新型コロナウイルス感染症への感染予防等の観点から、対面によらない参加要領等の交付、企画競争参加申込み等とする。

企画競争の参加要領等の交付を希望する者は、電子メール本文にその旨記載し、令和4年12月7日(水)17時00分までに、次の電子メールアドレスに送信すること。なお、電子メールには、会社名、住所、所属、役職、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを明記すること(電子メールが使用できない者については、別途事前に相談すること)。

参加要領等の交付は、電子メールにて依頼者(担当者1名)へ返信するものとする。

- (1) E-mail : glopac.secretariat@fsa.go.jp
- (2) 申込先 : 東京都千代田区霞が関3-2-1 (中央合同庁舎7号館16階)
金融庁総合政策局総務課国際室
電話 03-3506-6000 (内線 2951)

4. 企画競争参加申込み

企画競争に参加を希望する者は、参加要領等に記載された「参加申込書」を、令和4年12月8日

(木) 17時00分までに、電子メール又は郵送（必着）にて提出すること。

(1) E-mail : glopac.secretariat@fsa.go.jp

(2) 申込先：東京都千代田区霞が関3-2-1（中央合同庁舎7号館16階）
金融庁総合政策局総務課国際室
電話 03-3506-6000（内線 2951）

5. 企画書等の提出

企画競争に参加を希望する者は、参加要領等に記載された「企画書」等所定の提出物を、令和4年12月16日（金）17時00分までに、電子メール又は郵送（必着）にて提出すること。

(1) E-mail : glopac.secretariat@fsa.go.jp

(2) 申込先：東京都千代田区霞が関3-2-1（中央合同庁舎7号館16階）
金融庁総合政策局総務課国際室
電話 03-3506-6000（内線 2951）

6. 企画競争に関する説明会

(1) 開催日時：令和4年12月9日（金）

（説明会の時間は参加申込者に対して当庁から通知する。）

(2) 開催場所：Web 会議による方法にて開催する。

（説明会への参加方法は参加申込者に対して当庁から通知する。）

(3) 説明事項：業務の趣旨、内容、日程等

(4) 出席人員：1参加申込者当たり出席者は2名までとする。

(5) 申込方法：参加を希望する者は、電子メール本文にその旨記載し、令和4年12月8日（木）17時00分までに、上記「3. 参加要領等の交付先」に記載の電子メールアドレスに送信すること。
なお、説明会への参加は任意とする。

7. 企画書の無効

本公告に示した企画競争に必要な資格のない者の企画書は、無効とする。

8. その他

(1) 電子メールを使用する際の留意事項

- ・電子メールを送信した際又は当方が受信した際、電子メール以外の電話等による方法で、双方が送受信の旨を連絡・確認することとする（電話の場合：平日 10:00～12:00、13:00～18:00）
- ・当方向けの電子メールについては、1回で10メガバイトまでの情報（添付ファイルを含む）とすること

(2) 企画競争参加申込書及び募集内容等の詳細については、3. 参加要領等の交付先まで照会すること。

以上